

資料 4

料率見直しのスケジュールについて

- 1 農業保険法に基づき、農業共済における農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済並びに収入保険の料率については、3年ごとに改定（一般改定）をすることとされている。
また、改定に当たっては、農業保険部会において審議をしていただくこととしている。
- 2 本年度（令和3年度）は、果樹共済及び畑作物共済並びに収入保険の一般改定期にあたることから、今回の部会においては、果樹共済及び畑作物共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方について御審議いただく（収入保険については本年5月の農業保険部会で審議済）。

年度	平成 30	令和 元	2	3	4
農作物共済	△		○		
家畜共済	△	○			○
果樹共済	○			◎	
畑作物共済	○			◎	
園芸施設共済	△		○		
収入保険	○			○	

（備考）◎は今回の一般改定（○はその他3年ごとの一般改定、△は制度見直しに伴う臨時の改定）